

第7 参考資料

- 1 栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例
- 2 用語解説
- 3 栃木県歯科保健基本計画策定関係者

1 栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成二十二年十二月二十一日

栃木県条例第五十号

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 基本計画(第十一条)
- 第三章 基本的施策(第十二条—第十五条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじつつ、総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることにかんがみ、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、すべての県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をしなければならない。

(市町村との連携等)

第四条 県は、市町村との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定並びに施策の実施が円滑になされるよう助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯及び口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯及び口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、健康診査、歯科医療並びに保健指導(以下「歯科検診等」という。)を受けることにより、生涯にわたって、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第六条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、県が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

(保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割)

第七条 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者は、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることのできる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第九条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告等)

第十条 知事は、毎年、県議会に、歯及び口腔の健康づくりの状況並びに県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、毎年、前項の報告に係る歯及び口腔の健康づくりの状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならない。

第二章 基本計画

第十一条 知事は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 歯及び口腔の健康づくりの意義及び目標に関する事項

二 歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する重要事項

3 基本計画は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、市町村の長及び歯科保健医療サービスに関して学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、歯科保健医療サービスをめぐる情勢の変化を勘案し、並びに歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(調査研究等)

第十二条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を効果的かつ適正に実施するため、歯及び口腔の健康づくりの方策並びに歯及び口腔の健康と心身の健康の保持及び

増進との関係に関する事項について、調査研究及びその成果の普及並びに情報及び資料の収集、整理、分析及び提供に努めるものとする。

(学習の機会の提供等)

第十三条 県は、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであることについての県民の関心及び理解を深め、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を促進するため、学校、家庭、地域、職域その他の様々な場において、多様な学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることが促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の強化等)

第十四条 県は、歯及び口腔の健康づくりによる県民の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化に努めるとともに、当該業務に従事する者に対する研修の実施その他の資質の向上を図るための措置を講ずるものとする。

(要介護者等に係る歯科検診等の機会の確保等)

第十五条 県は、身体上又は精神上の障害があるため常時又は随時の介護を要する状態にある者その他の者であって歯科検診等を受けることが困難な状況にあるものについて、歯科検診等を受けることができる機会を確保し、及び提供するための環境の整備その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 用語解説

医科歯科連携

医科と歯科が密に連絡を取り合い、患者に関する情報を共有しながら治療に当たることを行います。両科の連携は、患者が連続性のある適切な医療を受けるために重要です。

かかりつけ歯科医

むし歯の治療や入れ歯の作成に加えて、普段から歯と口腔の健康に関して、定期的な健康状態の確認や病気の予防策について相談に応じてくれる歯科医師のことです。

学校保健委員会

学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織です。学校地域、家庭、地域社会、さらに専門家がともに考え、問題を解決する方法についてアイデアを出し合いながら、子どもたちの健全な成長をサポートします。

健口（けんこう）体操

食事をおいしく安全に食べられるよう、食事の前などに行う口腔や顔の体操です。だ液の分泌を促すマッサージ、口腔の働きや顔の表情を良くする運動などがあります。

口腔機能

「食べる」「話す」といった重要な役割を果たしており、健康で豊かな生活を営む上で必要不可欠です。この働きが悪くなると、食べることに支障が生じ、栄養が偏ったり、エネルギーが不足したりして、身体の筋力や免疫力が落ちることがあります。

口腔ケア

むし歯や歯周病予防のみならず、全身の健康を守るためにとても大切です。口腔ケアには、器質的口腔ケア（口腔内の歯や粘膜、舌などの汚れを取り除く）と機能的口腔ケア（口腔機能の維持・回復を目的とするもの）があります。

誤嚥、窒息、誤嚥性肺炎

食べ物を噛んだり、飲み込んだりする働きは、年齢とともに衰えます。そのため、飲み込んだものが誤って肺の方に入ってしまう「誤嚥」が多くなります。しっかりと咳をして気管に入ったものを出すことができないと、息ができなくなったり（窒息）、肺に入ったものの影響で肺炎（誤嚥性肺炎）を起こしたりと、命にかかわる問題が生じます。口腔ケアにより口腔内の細菌を減らし、口腔機能を健全に保つことで、予防できます。

歯科専門職

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士のことです。

歯科保健指導

歯と口腔の健康を保つために、口腔ケアの仕方や食習慣、生活習慣の指導などを行なうことです。指導は歯科医師又は歯科衛生士が行います。歯科診療所だけでなく、学校の健康教育や職場の健診など、さまざまな場面で保健指導を受ける機会があります。

歯周病検診

市町が健康増進法に基づき、40歳、50歳、60歳及び70歳の人を対象に、実施する事業です。

職域保健

職域保健は、一般の被用者（サラリーマン）とその扶養親族を対象とした「健康保険」と、公務員や船員など特定の被用者とその扶養親族を対象とする「共済組合」や「船員保険」によって構成されます。

労働者は一日の大半を職場で過ごしており、その健康は職場環境に影響を受けるため、職域保健では、職場の環境や健康に関わる課題を関連づけた労働者への保健指導が行われています。

食育

県民一人一人が、生涯にわたり楽しく健全な食生活を実践することにより、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育むことを目的に展開される様々な事業のことです。特に、身体や心の成長過程にある子どもにとって、人間性の形成や生きる力を身につけるためにも、食育は重要です。

また、適切な食生活は生活習慣病の予防にもつながるため、食育はあらゆる世代の人々に必要です。

特定健康診査と特定保健指導

特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病などの生活習慣病の発生リスクの高い人を早期に発見する目的で実施されています。特定健康診査の結果、リスクが高いと判断された人には、生活習慣を改善するための保健指導（特定保健指導）が行われています。

3 栃木県歯科保健基本計画策定関係者

栃木県歯科保健推進協議会委員名簿

平成30(2018)年3月現在

No.	氏名	所属・役職等	備考
1	青山 旬	栃木県立衛生福祉大学校 副校長兼歯科技術学部長	
2	飯島 芳子	栃木県保育協議会 副会長（宇都宮市立竹林保育園長）	
3	川田 亨	栃木県老人福祉施設協議会 理事 （特別養護老人ホームかがやき 施設長）	
4	川津 博亨	栃木県歯科医師会 副会長（地域保健担当）	
5	桑 まり子	栃木県栄養士会 会長	
6	佐川 徹三	栃木県歯科医師会 副会長（学校保健担当）	
7	篠原 順子	中核市（宇都宮市健康増進課長）	
8	鈴木 美恵子	栃木県食生活改善推進員協議会 会長	
9	田中 圭子	栃木県市町村保健師業務研究会 副会長 （高根沢町健康福祉課）	
10	土屋 秋夫	栃木県歯科技工士会 会長	
11	長谷 規子	栃木県歯科衛生士会 副会長	
12	古内 豊	市町村代表（茂木町保健福祉課長）	
13	古川 弘	栃木産業保健総合支援センター 副所長	
14	前原 操	栃木県医師会 副会長	
15	宮下 均	栃木県歯科医師会 会長	会長

（敬称略 50音順）